

議案第105号

備前市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

備前市情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市情報公開条例の一部を改正する条例

備前市情報公開条例(平成17年備前市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「備前市個人情報保護条例(平成17年備前市条例第14号)第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

第7条に次の1号を加える。

- (8) 個人情報の保護に関する法律第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第18条第1項中「備前市個人情報保護条例第27条に規定する」を「個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義

務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

第18条に次の1項を加える。

- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

第23条第1項中「備前市個人情報保護条例」を「備前市個人情報保護法施行条例(令和4年備前市条例第 号)」に改め、同条第2項中「備前市個人情報保護条例によりその権限に属することとされた事項」を「備前市個人情報保護法施行条例第14条の規定による諮問に応じ、調査審議」に改め、同条第4項中「及び第4項」を「から第7項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第105号参考資料  
備前市情報公開条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の運用に当たっては、市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重するものとする。この場合において、実施機関は、<u>個人情報(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)</u>が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。</p> <p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならぬ。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 個人情報の保護に関する法律第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報フィアイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)</u>又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する<u>個人識別符号</u></p> <p>(備前市情報公開及び個人情報保護審査会の設置)</p>	<p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の運用に当たっては、市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重するものとする。この場合において、実施機関は、<u>個人情報(備前市個人情報保護条例(平成17年備前市条例第14号)第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)</u>が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。</p> <p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならぬ。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(備前市情報公開及び個人情報保護審査会の設置)</p>

<p>第18条 前条及び<u>個人情報保護の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問</u>に応じ、審査請求について調査審議するため、<u>備前市情報公開及び個人情報保護審査会</u>（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</u></p> <p>5 <u>市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</u></p> <p>(備前市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会の設置等)</p> <p>第23条 この条例による<u>情報公開及び備前市個人情報保護法施行条例(令和4年備前市条例第 号)</u>による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、<u>備前市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会</u>（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 審議会は、<u>備前市個人情報保護法施行条例第14条の規定による諮問</u>に応じ、<u>調査審議</u>を行うほか、<u>情報公開及び個人情報保護制度の運営</u>に関する重要事項について調査審議する。</p>	<p>第18条 前条及び<u>備前市個人情報保護条例第27条</u>に規定する<u>諮問</u>に応じ、審査請求について調査審議するため、<u>備前市情報公開及び個人情報保護審査会</u>（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(備前市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会の設置等)</p> <p>第23条 この条例による<u>情報公開及び備前市個人情報保護条例</u>による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、<u>備前市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会</u>（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 審議会は、<u>備前市個人情報保護条例</u>によりその権限に属することとされた事項 <u>を行うほか、情報公開及び個人情報保護制度の運営</u>に関する重要事項について調査審議する。</p>
---	--

<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 第18条第3項から第7項まで、第19条及び第20条の規定は、審議会にこれを準用する。</p>	<p>4 第18条第3項及び第4項、第19条並びに第20条の規定は、審議会にこれを準用する。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>